

令和5年度

行政監査結果報告書

公用車の管理状況等について

松山市監査委員



様

松山市監査委員 大 宿 有 三

同 森 岡 研 二

同 大 木 健太郎

同 矢 野 尚 良

## 行政監査結果報告の提出について

地方自治法第 199 条第 2 項の規定による監査を松山市監査基準に準拠し実施しましたので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、次のとおり提出します。



## 目 次

I	監査のテーマ	1
II	監査の目的	1
III	監査の対象	1
IV	監査の期間	1
V	監査の着眼点	1
VI	監査の実施内容	2
VII	監査の結果	2
1	公用車の配置	3
2	公用車の運行管理	10
3	公用車の点検・整備等	11
4	公用車の安全対策	13
	指摘・要望事項	17
	むすび	19

## 凡 例

- 文及び図表中の比率等の数値は、原則として表示単位未満を四捨五入したものであり、合計と内訳の計、差引等が一致しない場合がある。
- 特に注釈をつけていない場合は、委託等により貸与している公用車は含み、一部事務組合所有の公用車は除く。

# 行政監査結果報告

## I. 監査のテーマ

公用車の管理状況等について

## II. 監査の目的

本市では、多岐にわたる公務を迅速かつ効率的に遂行するため、多数の公用車を所有しているが、これらの利用については、交通法令、松山市自動車管理規則及び松山市公営企業局自動車管理規程等を遵守した、適正な維持管理、安全な運行等が求められている。

また、厳しい財政状況も見込まれる中、公用車の取得及び維持管理等には様々な経費を要することから、計画的な取得、効率的な維持管理等が重要である。

そこで、本市の公用車の配置、運行管理及び維持管理の状況並びに交通事故防止等の安全対策について調査し、検証を行うものである。

## III. 監査の対象

- ・ 理財部管財課
- ・ 市民部市民課、支所
- ・ 保健福祉部国保・年金課、医事薬事課
- ・ こども家庭部子ども総合相談センター事務所
- ・ 環境部清掃課
- ・ 都市整備部公園緑地課、みち水路メンテナンス課、空港港湾課
- ・ 教育委員会事務局地域学習振興課
- ・ 公営企業局管理部経営管理課、上下水道サービス課、水道管路管理センター

※上記の課等については「監査対象課等」と表記する。

※監査対象課等は共同使用を目的とする自動車等である共用自動車(二輪車含む。以下「共用車」という。)の管理担当課である理財部管財課、公営企業局管理部経営管理課及び令和5年10月31日現在で、公用車(二輪車を含む)を委託等により貸し出している車両を除き10台以上所有している課等。(消防局を除く。)

## IV. 監査の期間

令和5年11月20日から令和6年3月7日まで

## V. 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

- (1) 公用車の配置
  - ・ 公用車の適切な配置等が行われているか。
  - ・ 長期間使用していない公用車はないか。
- (2) 公用車の運行管理
  - ・ 共用車両予約・鍵管理システムの運用は適切に行われているか。
  - ・ 運行記録は作成されているか。
- (3) 公用車の点検・整備等
  - ・ 運行前点検は適切に実施されているか。
  - ・ 継続検査(車検)、定期点検整備の実施時期等は管理されているか。
  - ・ 車両の整備状況を把握しているか。

(4) 公用車の安全対策

- ・事故防止対策、安全運転対策のための取組はされているか。
- ・自動車賠償責任保険、任意保険の加入時期等は適切か。
- ・アルコール検知器、ドライブレコーダーの設置状況は適切か。

**VI. 監査の実施内容**

監査の実施にあたっては、監査対象課等に調査票の提出を求め、関係書類の調査を行うとともに、関係職員からの事情聴取等を実施し監査した。また、監査対象課等の一部については現地に赴き調査を実施した。

**VII. 監査の結果**

次のとおりである。



# 1 公用車の配置

## (1) 公用車の保有状況

### ア 部局別及び車種別の保有状況

(単位：台・%)

部局	車種	四 輪 車					二輪車	その他	合計	構成比率	
		乗用車	普通貨物車	小型貨物車	普通乗合自動車	特種車					軽自動車
市長部局等											
総務部									0	0.0	
理財部		13	1	24			57	49	144	15.2	
	(うち共用車)	(10)	(1)	(24)			(55)	(49)	(139)	(14.6)	
総合政策部						1	1		2	0.2	
坂の上の雲まちづくり部			1	1			12	8	22	2.3	
秘書広報部									0	0.0	
市民部						1	27		28	2.9	
保健福祉部		4		6	3	9	17	47	86	9.1	
こども家庭部		2	1	2			15	25	45	4.7	
環境部		2	7	4		30	39	1	2	85	8.9
都市整備部		1	2	9		13	19	9	1	54	5.7
産業経済部							21	4	2	27	2.8
教育委員会事務局		2	54	3	6	4	26	28	123	12.9	
消防局		3	1			198	7	45	254	26.7	
議会事務局		2							2	0.2	
選挙管理委員会事務局									0	0.0	
監査委員事務局									0	0.0	
公平委員会事務局									0	0.0	
農業委員会事務局									0	0.0	
小計		29	67	49	9	255	215	243	5	872	91.8
公営企業局											
管理部		2				5	52	18	1	78	8.2
	(うち共用車)	(2)					(1)			(3)	(0.3)
小計		2				5	52	18	1	78	8.2
合計		31	67	49	9	260	267	261	6	950	100.0
構成比率		3.3	7.1	5.2	0.9	27.4	28.1	27.5	0.6	100.0	-

注) 令和5年10月31日現在

[車種区分について]

乗用車：小型及び普通自動車で用途が乗用であるもの

普通貨物車：普通自動車で用途が貨物であるもの

小型貨物車：小型自動車で用途が貨物であるもの

普通乗合自動車：バス、マイクロバスなど用途が乗合であるもの

特種車：消防車、救急車、塵芥車など特種用途自動車

軽自動車：軽自動車で用途が乗用・貨物であるもの

二輪車：原動機付自転車等

その他：フォークリフト、芝刈機

本市が保有している公用車の合計は 950 台である。市長部局等が 872 台（91.8%）、公営企業局が 78 台（8.2%）保有している。そのうち共用車は、市長部局等が 139 台、公営企業局が 3 台保有している。

また、各部局で個別に管理している公用車は、消防局が 254 台（26.7%）で最も多く、続いて教育委員会事務局が 123 台（12.9%）、保健福祉部が 86 台（9.1%）となっている。

車種別の保有状況については、軽自動車が 267 台（28.1%）で最も多く、続いて二輪車が 261 台（27.5%）、特種車が 260 台（27.4%）となっている。

### イ 監査対象課等の車種別の保有状況

（単位：台・%）

課等	車種	四 輪 車					二輪車	その他	合計
		乗用車	普通 貨物車	小型 貨物車	特種車	軽自動車			
市 長 部 局 等									
管 財 課		13	1	24		57	49		144
(うち共用車)		(10)	(1)	(24)		(55)	(49)		(139)
市民課・支所							18		18
国保・年金課						1	19		20
医事薬事課		2		2	1	8	16		29
子ども総合相談センター事務所						10	1		11
清 掃 課		1	3	2	30	25		1	62
公園緑地課		1		3	1	4	3	1	13
みち水路メンテナンス課			2	2	10	4			18
空港港湾課				2		3	5		10
地域学習振興課						9	25		34
計		17	6	35	42	121	136	2	359
公 営 企 業 局									
経営管理課(共用車)		2				1			3
上下水道サービス課						6	7		13
水道管路管理センター					3	11	6	1	21
計		2			3	18	13	1	37
合 計		19	6	35	45	139	149	3	396
構 成 比 率		4.8	1.5	8.8	11.4	35.1	37.6	0.8	100.0

注) 令和 5 年 10 月 31 日現在

監査対象課等の車種別の保有状況は、二輪車が 149 台（37.6%）、軽自動車が 139 台（35.1%）、特種車が 45 台（11.4%）、小型貨物車が 35 台（8.8%）等となっている。

ウ 監査対象課等の経過年数別の保有状況（四輪車）

（単位：台・％）

課等	経過年数							合計
	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上		
市長部局等								
管財課	30	28	19	4	11	3	95	
（うち共用車）	(26)	(28)	(18)	(4)	(11)	(3)	(90)	
市民課・支所							0	
国保・年金課	1						1	
医事薬事課	5	2	2	4			13	
子ども総合相談センター事務所	1	4		4	1		10	
清掃課	28	23	8	1	1		61	
公園緑地課	1	1	1	3	1	2	9	
みち水路メンテナンス課	3	7	8				18	
空港港湾課		1	1	2		1	5	
地域学習振興課	1		8				9	
計	70	66	47	18	14	6	221	
公営企業局								
経営管理課（共用車）		3					3	
上下水道サービス課	2	2	2				6	
水道管路管理センター	4	2	7		1		14	
計	6	7	9	0	1	0	23	
合計	76	73	56	18	15	6	244	
構成比率	31.1	29.9	23.0	7.4	6.1	2.5	100.0	

注) 令和5年10月31日現在

監査対象課等の経過年数別の保有状況（四輪車）は、5年未満が76台（31.1％）、5年以上10年未満が73台（29.9％）等となっている。また、20年以上経過しているものが21台（8.6％）となっている。

監査対象課等の公用車（四輪車）のうち20年以上経過しているもの（単位：台）

課等	台数	備考
管財課	14	乗用車4、普通貨物車1、小型貨物車7、軽自動車2
子ども総合相談センター事務所	1	軽自動車1
清掃課	1	乗用車1
公園緑地課	3	乗用車1、小型貨物車1、軽自動車1
空港港湾課	1	小型貨物車1
水道管路管理センター	1	特種車1（給水車約2万km走行）

【要望事項】

・公用車の更新について [管財課]

市長部局等では、管財課が公用車所管課等に対し更新の有無を調査し、予算要求等については公用車所管課等が行っている。また、松山市自動車管理規則第14条により公用車所管課等の車両管理者は、廃車をする際には車両の状態について整備管理者の意見を聴くこととなっている。

監査対象課等のうち、市長部局等では四輪車で経過年数が20年を超えるものが20台あった。車両の種別等により使用方法や頻度が異なるため、更新や廃棄は個別の判断になるが、使用年数が長くなることに伴い、不具合の発生リスクが高くなることから、適切な更新時期に留意するよう周知されたい。

エ 監査対象課等の経過年数別の保有状況（二輪車）

（単位：台・％）

課等	経過年数							
	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年 以上	合計
市長部局等								
管財課（共用車）	1	4	38	4	1	1		49
市民課・支所	3	1	1	5	4	2	2	18
国保・年金課	12	2	5					19
医事薬事課	6	7		1		2		16
子ども総合相談センター事務所	1							1
清掃課								0
公園緑地課				1	2			3
みち水路メンテナンス課								0
空港港湾課			3	1	1			5
地域学習振興課			3	1	1	9	11	25
計	23	14	50	13	9	14	13	136
公営企業局								
経営管理課（共用車）								0
上下水道サービス課	3		1		3			7
水道管路管理センター			1		5			6
計	3	0	2	0	8	0	0	13
合計	26	14	52	13	17	14	13	149
構成比率	17.4	9.4	34.9	8.7	11.4	9.4	8.7	100.0

注) 令和5年10月31日現在

監査対象課等の経過年数別の保有状況（二輪車）は、10年以上15年未満が52台（34.9%）、5年未満が26台（17.4%）等となっている。また、30年以上経過しているものが13台（8.7%）となっている。

## オ 電動自動車の配置

年度別配置数

(単位：台)

区 分	～R1	R2	R3	R4	R5	合計
市長部局等						
導 入	13	5	3	2	5	28
廃 車 等	4		2		1	7
公 営 企 業 局						
導 入	1					1
廃 車 等						0

注) 1.令和5年10月31日現在

2.廃車等には有償・無償リースの満期に伴う返却も含む

電動自動車の種類別配置数

(単位：台)

区 分	電気自動車	ハイブリッド車	合計
市長部局等			
乗 用 車	2	5	7
軽 自 動 車	14		14
公 営 企 業 局			
乗 用 車		1	1
合 計	16	6	22

注) 令和5年10月31日現在

市全体で電動自動車を22台所有している。市長部局等では21台所有しており、内訳は電気自動車16台、ハイブリッド車5台である。令和5年9月には管財課が管理する共用車として5台の電気自動車（軽自動車）を購入している。



令和5年度購入電気自動車

(2) 公用車の使用状況

ア 監査対象課等の使用回数別の状況（四輪車）

（単位：台・％）

課等	使用回数	使用なし	1回以上 50回未満	50回以上 100回未満	100回以上 150回未満	150回以上 200回未満	200回以上 250回未満	250回以上 300回未満	300回以上	合計
市長部局等										
管財課			10	13	17	37	14	2	2	95
（うち共用車）			(10)	(11)	(16)	(37)	(14)	(1)	(1)	(90)
市民課・支所										0
国保・年金課				1						1
医事薬事課			1	1	2	5	4			13
子ども総合相談センター事務所						2	4	1	3	10
清掃課			7	7	10	36		1		61
公園緑地課			1	1	6	1				9
みち水路メンテナンス課						2	1	9	6	18
空港港湾課							1	3	1	5
地域学習振興課				4	4				1	9
計		0	19	27	39	83	24	16	13	221
公営企業局										
経営管理課（共用車）			1	2						3
上下水道サービス課				5				1		6
水道管路管理センター			3	4	5	2				14
計		0	4	11	5	2	0	1	0	23
合計		0	23	38	44	85	24	17	13	244
構成比率		0.0	9.4	15.6	18.0	34.8	9.8	7.0	5.3	100.0

注) 令和5年4月1日から10月31日に使用した回数で運行記録等記載回数。

監査対象課等の使用回数別の状況（四輪車）は、150回以上200回未満が85台（34.8%）、100回以上150回未満が44台（18.0%）等となっている。50回未満の使用回数となっているものは、特種車や令和5年9月から使用を開始した共用車など23台（9.4%）であった。

イ 監査対象課等の使用回数別の状況（二輪車）

（単位：台・％）

課等	使用回数	使用なし	1回以上 50回未満	50回以上 100回未満	100回以上 150回未満	150回以上	合計
市長部局等							
管財課（共用車）			11	21	16	1	49
市民課・支所	2	12	1	3			18
国保・年金課	1	3	3	12			19
医事薬事課		2	7	7			16
子ども総合相談センター事務所		1					1
清掃課							0
公園緑地課	1		2				3
みち水路メンテナンス課							0
空港港湾課		3	2				5
地域学習振興課	21	4					25
計	25	36	36	38	1		136
公営企業局							
経営管理課（共用車）							0
上下水道サービス課	2	1	2	2			7
水道管路管理センター		5	1				6
計	2	6	3	2	0		13
合計	27	42	39	40	1		149
構成比率	18.1	28.2	26.2	26.8	0.7		100.0

注) 令和5年4月1日から10月31日に使用した回数で運行記録等記載回数。

監査対象課等の使用回数別状況（二輪車）は、1回以上50回未満が42台（28.2%）、100回以上150回未満が40台（26.8%）となっている。また、使用していないものが27台（18.1%）となっている。使用していない27台のうち、令和4年度も使用していなかったものが16台あった。

令和4年度、5年度に使用していない二輪車

公用車所有課等	使用していない主な理由等
市民課・支所	支所に配置している二輪車1台 住民票等宅配サービスに使用するが、該当事案がないため使用していない。
地域学習振興課	公民館に配置している二輪車15台 私有車を使用。 走行不能である14台のうち13台廃棄予定。

注) 令和5年10月31日現在

### 【指摘事項】

- ・ 公用車の適正配置について [地域学習振興課]

公民館に配置している公用車のうち二輪車（以下「二輪車」という。）について、令和5年10月31日現在で、平成23年12月に使用してから約11年間使用していないものをはじめ、長期間使用していないものが15台あり、そのうち14台は故障により走行不能な状態であった。走行不能な二輪車はすみやかに修繕や廃棄等の手続きを実施し、適正な配置を行われたい。

## 2 公用車の運行管理

### (1) 共用車両予約・鍵管理システムの運用状況

市長部局等では、管財課が共用車両予約・鍵管理システム（以下「システム」という。）を令和5年3月に運用開始した。システムは、職員証及びアルコール検知器と連動しており、公用車貸出しの厳格化を促進し、待ち時間の削減、稼働率の向上、貸出事務のオートメーション化を図り、業務改善を行うことを目的として導入した。

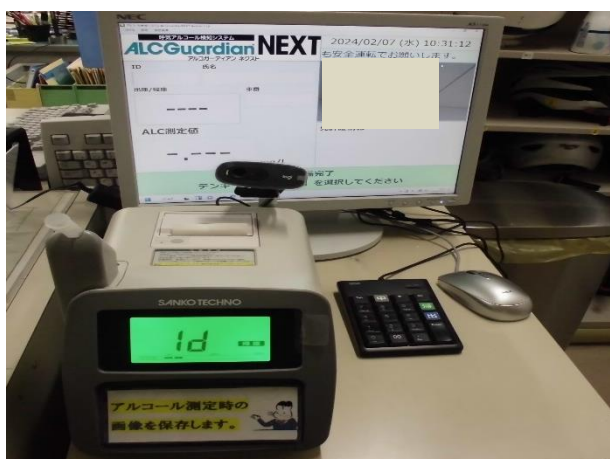
職員は自席パソコンから公用車の検索・予約を行うことができ、公用車を使用時にはシステムによるアルコールチェックを行い、鍵管理機に職員証を認証させ、鍵を取り出す。アルコール検知器及び鍵管理機は管財課及び第四別館警備員室に設置されている。公用車の使用後は運行記録を自席パソコンから入力を行う。

これまでは第四別館駐車場等に行かなければ貸出可能車両を確認することができなかったが、システムの導入により、3ヵ月前から自席パソコンでリアルタイムに貸出可能車両を確認し、予約することができるようになった。

共用車等の鍵の管理については、これまでは管財課が鍵ケースに保管し、職員が手作業で鍵の有無を確認していたが、鍵管理機により常時チェックしている。

また、予約開始時間から30分を経過すると自動で予約が取り消されるため、不要な予約などについても管理し、共用車等の効率的な運用にもつながる。

システムには共用車のほか、市長部局等の全ての公用車が登録されているため、システムを使用しての予約管理や運行記録の入力を行うことができる。



アルコール検知器



鍵管理機



## (2) 運行記録の作成

市長部局等では、松山市自動車管理規則第 10 条により公用車を使用した職員は、使用終了後、市有自動車運転日報（以下「運転日報」という。）を作成することとなっている。システム運用開始後は、予約した公用車を使用した場合、システム上で運行記録を入力する。各課等に配置された公用車を使用した場合でも運行記録に入力することができるが、必須とはなっていないため、紙台帳である運転日報を作成している課等もあった。

公営企業局では、松山市公営企業局自動車管理規程第 21 条により公用車を運転した職員は、運転業務終了後、自動車運転日報（紙台帳）に記載している。

### 【要望事項】

- ・ 共用車両予約・鍵管理システムを利用した運行記録の作成について [管財課]

市長部局等では全ての公用車がシステムに登録されており、運行記録の作成が可能であるが、一部の課等において紙台帳である運転日報の作成が見受けられた。運行記録を入力することにより公用車の使用状況の把握等が容易になると思われることから、システムを使用できない場合を除き、運行記録を作成することを必須とするなど、システムの有効活用に努められたい。

## 3 公用車の点検・整備等

### (1) 運行前点検について

市長部局等では松山市自動車管理規則第 9 条により、運転者は運行前に自動車等の点検を実施し、その結果を運転日報に記入することとなっている。

管財課では、点検項目を記載したメモを各車両等に配置し、研修等で運行前点検の実施を周知している。

公営企業局においては、松山市公営企業局自動車管理規程第 21 条により、運転者が運転業務終了後記載する自動車運転日報に点検する項目を記載している。

### 【要望事項】

- ・ 運行前点検の実施記録について [管財課]

市長部局等では松山市自動車管理規則第 9 条により、運転者は運行前に自動車等の点検を実施し、その結果を運転日報に記入することとなっている。システム運用後は運転日報に代わる運行記録に結果を入力することとなるが、点検結果の記録はされていなかった。これは、運行記録に項目がないことが要因であると思われるため、運行記録に入力できる方法を検討されたい。

### (2) 継続検査（車検）、定期点検整備について

#### ア 継続検査（車検）

自動車検査証の有効期間の満了後も自動車を使用するときは、道路運送車両法第 62 条の規定に基づく継続検査（以下「車検」という。）を受けなければならないとされている。

市長部局等においては、管財課が車検の時期を把握し、時期が到来するものについて公用車所管課等に事前に通知している。また、公用車所管課等においても管財課が作成しているマニュアルに定められている車両管理台帳を作成し、車検の時期を確認している。車検手続き等については公用車所管課等が実施している。

公営企業局においては、経営管理課が車検時期の把握から検査手続き等について全て行っている。

監査対象課等について、車両台帳、自動車検査済証等の確認及び一部現地調査により車両に貼られている検査票章（車検シール）の確認を実施した。

### イ 定期点検整備

道路運送車両法第 48 条の規定により、自動車の使用者は、自動車の種別や用途等に応じ、定められた期間ごとに自動車を点検しなければならないとされている。

整備時期等の把握、整備手続きについては車検と同様である。

監査対象課等について、整備記録の確認及び一部現地調査により車両に貼られている点検整備済ステッカーの確認を実施した。

#### 【指摘事項】

- ・定期点検整備の実施について [経営管理課 水道管路管理センター]

監査対象課等において一部現地調査を実施したところ、水道管路管理センターの所有する特種車（給水車）の点検整備済ステッカーが令和 5 年 8 月となっており、点検時期を過ぎている状態であった。点検整備は道路運送車両法により点検の時期が定められており、使用者の義務となっている。公営企業局では経営管理課が点検等の管理を行っているが、今後においては車両を使用している課等においても点検時期を管理するなど、点検整備漏れのないよう再発防止のための対策を検討し、適正な管理を徹底されたい。

### (3) 公用車の整備状況について

車検や定期点検整備をはじめ、公用車を整備、修繕したときには、市長部局等では、管財課において管理している整備記録に、公営企業局では、経営管理課において管理している整備記録簿に記録をしている。

市全体の修繕等の件数

(単位：件)

区 分	四 輪 車			二 輪 車 修 繕 等	そ の 他	合 計
	車 検	定期点検 整備等	修繕等			
市長部局等	148	481	466	171	19	1,285
公営企業局	22	29	12	13	1	77

注) 1.整備記録に記載されている整備日が令和 5 年 4 月 1 日～10 月 31 日のもの。

2.修繕等にはタイヤ購入やオイル交換等も含む。

3.その他はフォークリフトの点検整備等。

#### 4 公用車の安全対策

##### (1) 事故発生状況について

(単位：件)

区 分		事故種別					合 計
		自 損	物 損	人 身	人身・物損	その他	
令和5年度	市長部局等	29	15		3	3	50
	公営企業局	4	1				5
	計	33	16	0	3	3	55
令和4年度	市長部局等	20	23		2	2	47
	公営企業局	5	1				6
	計	25	24	0	2	2	53
令和3年度	市長部局等	23	23	1	2	6	55
	公営企業局	7	1				8
	計	30	24	1	2	6	63

注) 1.令和5年度は10月31日現在

2.市全体の件数で、一部事務組合所有及び委託先等に貸与している車両は除く。

3.事故相手方過失100%も件数に含む。

公用車使用中の事故は、毎年度一定件数発生している。特に市長部局等では令和5年度は7ヶ月で前年度の発生件数を超える件数となっている。

令和5年度の主な事故は自損事故33件である。また、人身・物損事故は市長部局等で3件発生している。

#### 【要望事項】

・公用車の異常等の報告について [管財課 経営管理課]

監査対象課等のうち、一部現地調査を実施し公用車の状況を確認したところ、傷やへこみなど(以下「傷等」という。)が見受けられた。公用車所有課等に確認したところ、傷等があることは把握しているが、傷等のついた時期が不明で原因が特定できていないものや、傷等について使用した課等は把握をしていたが、修繕が不要であると判断したため報告をしていないものもあった。

公用車を使用した際に傷等をつけた場合や見つけた場合は、市長部局等では松山市自動車管理規則第8条により車両管理者である各課等所属長を経由して管財課に、公営企業局では松山市公営企業局自動車管理規程第20条により各課等長を経由して経営管理課に報告することとなっている。しかしながら、報告が必要なことが十分に認識されていないため、今後においても研修等を通じ、適切な手続きについて周知徹底されたい。

(2) 安全運行対策のための取組

ア 安全運転管理者等の選任状況

(単位：人)

区 分	安全運転 管理者	副安全運転 管理者
市 長 部 局 等		
本 庁	1	5
中 島 支 所	1	0
保 健 所	1	0
みち水路メンテナンス課	1	0
公園緑地課堀之内分室	1	0
清掃施設課横谷埋立センター	1	0
清 掃 課	1	3
農水振興課農業指導センター	1	0
消 防 局	7	1
公 営 企 業 局		
本 庁	1	1
水道管路管理センター	1	0
浄水管理センター	1	0
下水浄化センター	1	0

道路交通法第74条の3に基づく安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）選任状況である。

安全運転管理者等の選任は、道路交通法及び同法施行規則により定められた台数以上の自動車の使用の本拠ごとに選任している。

イ 安全運転にかかる研修等の実施状況

(7) 市長部局等で実施した研修等

実施日	研修名	対象者	参加 人数
令和5年6月6日	令和5年度安全運転講習会	・新採用職員 ・令和4年度に運転者として公用車の事故を起こした職員*市側過失0%の場合は除く	113 人
令和5年6月20日~6月23日	令和5年度運転適性診断	・公用車運転登録者名簿に記載のある新採用職員 ・令和4年度に運転者として公用車の事故を起こした職員*市側過失0%の場合は除く	77 人
令和5年7月21日	公用自動車等管理・運行研修	・車両所管課：車両管理者または正・副車両担当者 ・車両所管課以外：各課等長が推薦する職員	93 人
令和5年10月31日~11月30日	令和5年度下半期公用車運転研修	・全職員	受講率 63%

注) 1.令和5年10月31日現在

2.令和5年度下半期公用車運転研修の受講率は令和5年12月27日現在

市長部局等では、管財課が令和 5 年度に研修を 4 回実施している。新たな試みとして、「令和 5 年度下半期公用車運転研修」は Logo フォームを使用して全職員を対象に設問に回答する方法で研修を実施した。

#### (イ) 公営企業局で実施した研修等

令和 5 年 10 月 31 日現在で、公営企業局独自で研修は実施していない。管財課で実施している「安全運転講習会」に新採用職員が参加している。

毎月 20 日を交通安全の日と定め、安全運転管理者から公営企業局管理部各課等へ当月のスローガン及び訓示を送付し、各課等において朝礼を実施している。

#### (3) 保険の加入状況について

市長部局等では、公用車の自動車損害賠償責任保険及び任意保険（以下「保険等」という。）の手続きは管財課が行っている。管財課が公用車所管課等に対し保険等更新の有無を確認し、契約等の手続きを行っている。

公営企業局では、公用車の保険等の手続きは経営管理課が行っている。

監査対象課等の自動車損害賠償責任保険証明書、車両管理台帳等を確認した。

#### (4) アルコール検知器及びドライブレコーダーの設置状況

##### ア アルコール検知器

アルコール検知器については、監査対象課等においてすべて設置されていた。

令和 5 年 12 月から道路交通法施行規則第 9 条の 10 により、運行前後にアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無について確認及びその記録の保存が義務付けられている。

市長部局等では、管財課等にあるシステムにより公用車の貸出し手続きを行う場合は、アルコールチェック時の画像及びアルコール検知結果はシステムに記録される。

システムを使用していない課等では、各課等に配置されているアルコール検知器を使用し酒気帯びの有無の確認を行い、運行記録や運転日報に結果を記録し 1 年間保存している。

公営企業局では、各課等に配置されているアルコール検知器を使用し酒気帯びの有無の確認を行い、自動車運転日報に結果を記録し 5 年間保存している。

#### イ ドライブレコーダーの設置

車種別ドライブレコーダーの設置状況

(単位：台・%)

車 種	市長部局等		公営企業局	
	車両台数	設置数	車両台数	設置数
乗 用 車	29	19	2	2
普 通 貨 物 車	67	16		
小 型 貨 物 車	49	32		
普 通 乗 合 自 動 車	9	5		
特 種 車	255	111	5	5
軽 自 動 車	215	138	52	48
合 計	624	321	59	55
設 置 率		51.4		93.2

注) 1.令和 5 年 10 月 31 日現在

2.二輪車、フォークリフト、芝刈機は除く。

本市が保有している公用車（四輪車）のドライブレコーダーの設置状況は、市長部局等では車両台数 624 台のうち 321 台に設置しており、設置率は 51.4%となっている。ドライブレコーダーの設置は、原則車両更新時などを捉え順次設置している。

公営企業局では車両台数 59 台のうち 55 台に設置しており、設置率は 93.2%となっている。

#### 【要望事項】

##### ①ドライブレコーダーの設置について [管財課]

市長部局等では、ドライブレコーダーの設置は車両の更新時を捉え順次行っているが、設置率は 51.4%となっている。

ドライブレコーダーを設置することにより、事故発生時の状況が記録され、対応に実効性があるだけでなく、運転者の安全運転の意識にもつながることから、公用車での事故等の発生が増加している状況からも、公用車の安全対策強化を図るうえで早期に全車両への設置を検討されたい。

##### ②ドライブレコーダーの取扱いに関する定めについて [経営管理課]

ドライブレコーダーは公用車内外の映像が記録され、その映像から特定の個人が識別されることなどからも、設置方法やデータの取扱いなど、管理の適正化を確保する必要がある。しかしながら、公営企業局では、ドライブレコーダーの管理等の定めがない状況であるため、必要な事項を定め、ドライブレコーダーの適正管理に努められたい。

以上が、「公用車の管理状況等について」の概要である。今後の事務の執行に際しては、下記の事項に留意されたい。

#### 【指摘事項】

##### ①公用車の適正配置について（10 ページ） [地域学習振興課]

公民館に配置している公用車のうち二輪車（以下「二輪車」という。）について、令和 5 年 10 月 31 日現在で、平成 23 年 12 月に使用してから約 11 年間使用していないものをはじめ、長期間使用していないものが 15 台あり、そのうち 14 台は故障により走行不能な状態であった。走行不能な二輪車はすみやかに修繕や廃棄等の手続きを実施し、適正な配置を行われたい。

##### ②定期点検整備の実施について（12 ページ） [経営管理課 水道管路管理センター]

監査対象課等において一部現地調査を実施したところ、水道管路管理センターの所有する特種車（給水車）の点検整備済ステッカーが令和 5 年 8 月となっており、点検時期を過ぎている状態であった。点検整備は道路運送車両法により点検の時期が定められており、使用者の義務となっている。公営企業局では経営管理課が点検等の管理を行っているが、今後においては車両を使用している課等においても点検時期を管理するなど、点検整備漏れのないよう再発防止のための対策を検討し、適正な管理を徹底されたい。

#### 【要望事項】

##### ①公用車の更新について（6 ページ） [管財課]

市長部局等では、管財課が公用車所管課等に対し更新の有無を調査し、予算要求等については公用車所管課等が行っている。また、松山市自動車管理規則第 14 条により公用車所管課等の車両管理者は、廃車をする際には車両の状態について整備管理者の意見を聴くこととなっている。

監査対象課等のうち、市長部局等では四輪車で経過年数が 20 年を超えるものが 20 台あった。車両の種別等により使用方法や頻度が異なるため、更新や廃棄は個別の判断になるが、使用年数が長くなることに伴い、不具合の発生リスクが高くなることから、適切な更新時期に留意するよう周知されたい。

##### ②共用車両予約・鍵管理システムを利用した運行記録の作成について（11 ページ） [管財課]

市長部局等では全ての公用車がシステムに登録されており、運行記録の作成が可能であるが、一部の課等において紙台帳である運転日報の作成が見受けられた。運行記録に入力することにより公用車の使用状況の把握等が容易になると思われることから、システムを使用できない場合を除き、運行記録を作成することを必須とするなど、システムの有効活用に努められたい。

##### ③運行前点検の実施記録について（11 ページ） [管財課]

市長部局等では松山市自動車管理規則第 9 条により、運転者は運行前に自動車等の点検を実施し、その結果を運転日報に記入することとなっている。システム運用後は運転日報に代わる運行記録に結果を入力することとなるが、点検結果の記録はされていなかった。これは、運行記録に項目がないことが要因であると思われるため、運行記録に入力できる方法を検討されたい。

##### ④公用車の異常等の報告について（13 ページ） [管財課 経営管理課]

監査対象課等のうち、一部現地調査を実施し公用車の状況を確認したところ、傷やへこみなど

(以下「傷等」という。)が見受けられた。公用車所有課等に確認したところ、傷等があることは把握しているが、傷等のついた時期が不明で原因が特定できていないものや、傷等について使用した課等は把握をしていたが、修繕が不要であると判断したため報告をしていないものもあった。

公用車を使用した際に傷等をつけた場合や見つけた場合は、市長部局等では松山市自動車管理規則第8条により車両管理者である各課等所属長を経由して管財課に、公営企業局では松山市公営企業局自動車管理規程第20条により各課等長を経由して経営管理課に報告することとなっている。しかしながら、報告が必要なことが十分に認識されていないため、今後においても研修等を通じ、適切な手続きについて周知徹底されたい。

#### ⑤ ドライブレコーダーの設置について (16 ページ) [管財課]

市長部局等では、ドライブレコーダーの設置は車両の更新時を捉え順次行っているが、設置率は51.4%となっている。

ドライブレコーダーを設置することにより、事故発生時の状況が記録され、対応に実効性があるだけでなく、運転者の安全運転の意識にもつながることから、公用車での事故等の発生が増加している状況からも、公用車の安全対策強化を図るうえで早期に全車両への設置を検討されたい。

#### ⑥ ドライブレコーダーの取扱いに関する定めについて (16 ページ) [経営管理課]

ドライブレコーダーは公用車内外の映像が記録され、その映像から特定の個人が識別されることなどからも、設置方法やデータの取扱いなど、管理の適正化を確保する必要がある。しかしながら、公営企業局では、ドライブレコーダーの管理等の定めがない状況であるため、必要な事項を定め、ドライブレコーダーの適正管理に努められたい。



## むすび

今回の行政監査のテーマは「公用車の管理状況等について」である。

公用車は、公務を迅速かつ効率的に遂行するために欠かすことのできない移動・運搬手段のひとつであるが、取得や維持管理等に経費を要することや、交通事故等の発生リスクもあることから、適正な配置、安全に使用するための維持管理等が重要である。

そこで今回、共用車の管理等を行っている管財課、経営管理課をはじめ、公用車を所有し管理等を行っている課等に対し監査を実施した。

公用車の使用状況について、出先機関に配置している二輪車が 10 年以上使用されておらず、走行不能な状態であったことなどから、公用車の配置についての把握や見直しが必要なものがあつた。

また、公用車の点検・整備について、道路運送車両法第 48 条の規定による定期点検が定められた時期に実施されていなかった車両があつた。法令遵守は当然のことであり、さらには車両の点検・整備を適正に行うことにより、性能や安全性が維持されることから、点検・整備の重要性について再認識しなければならない。

市長部局等では、令和 5 年 3 月に「共用車両予約・鍵管理システム」を導入し、公用車の貸出や管理等の厳格化、効率化を図っている。また、公用車を使用する職員が予約や運行記録の作成を自席のパソコンから容易に行えるなど、手続き等の事務改善も行われていた。しかしながら、運行記録を利用していない課等も見受けられたことから、システムをより有効に活用するためにも、運用について検討されたい。

今回、指摘事項、要望事項となつた事案については、それらの原因及び改善に向けた取組を検証し、監査の対象とならなかつた部局等も含め、公用車の適切な維持管理や安全な運行等を強く望むものである。